

高石市教育委員会定例会会議録

(令和5年5月定例会)

開会及び閉会の年月日時

開 会	令和5年5月10日 午後3時00分
閉 会	令和5年5月10日 午後3時28分

会議に出席した者の職及び氏名

委 員	教 育 長 : 木 寄 茂 巳 委 員 : 西 中 隆 委 員 : 佐 野 慶 子 委 員 : 西 村 陽 子 委 員 : 吉 村 文 一
事務局職員	教 育 部 長 : 村 田 佳 一 教育部次長兼 社 会 教 育 課 長 : 佐 藤 信 雄 教 育 部 次 長 : 松 田 訓 一 こ だ も 未 来 室 長 : 家 村 美 雪 教 育 総 務 課 長 : 綾 井 康 浩 学 校 教 育 課 長 : 山 崎 陽 子 教 育 総 務 課 長 代 理 : 水 谷 亘 社 会 教 育 課 長 代 理 兼 青 少 年 対 策 班 長 兼 た か い し 市 民 文 化 会 館 長 : 道 井 里 沙 学 校 教 育 課 長 代 理 : 杉 原 敦 史 学 校 教 育 課 教 育 研 究 セ ン タ ー 所 長 : 阪 口 敏 基 こ だ も 家 庭 課 長 : 吉 村 あ かね 子 育 て 支 援 課 長 : 阪 上 徹

議題及び議事の要旨及び議決事項

- ・ 議案第1号 高石市学校給食に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教育総務課長	<p>議案第1号「高石市学校給食に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。</p> <p>本議案は、物価高騰が長期化する中、その影響を大きく受けている高石市立小中学校に通学する児童・生徒の保護者に対し、経済的負担を軽減することを目的とし、令和4年度3学期に引き続き、令和5年度1・2学期についても、給食費を無償化するものです。</p> <p>無償化の対象期間は、令和5年4月1日から令和5年12月31日までで、無償化の対象者は、小学生及び中学生の保護者で生活保護受給者は対象外としています。</p>
西中委員	令和5年度2学期までというのは、何か理由があるのですか。

教育総務課長	今年度の給食費の無償化については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、臨時交付金の範囲内で2学期までとしたものです。3学期以降については、現時点においては給食費の再開となりますが、今後の国の動向等を踏まえて改めて検討したいと考えています。
西中委員	国の方が無償化の措置を行わなかった場合は、無償化は2学期で打ち切ると考えていいわけですか。 新市長の公約で給食の無償化を掲げていますが、了解のもとで提案されていますか。
教育部長	先ほど、担当課長が説明しましたとおり、1学期2学期については、地方創生臨時交付金の範囲内という形で行いますが、国の動向がまだ不透明な部分がたくさんあります。 また、市の方も新市長におかれて、財政的な見直し等について、検討されていますので、その中で新たな財源が生じた場合に無償化の継続を新ためて検討していくことになると考えています。
西中委員	継続の方向で進められるというイメージでいいわけですか。
教育部長	そういう点を踏まえて改めて議論していきたいと考えています。
西村委員	財源的な話があったわけですが、具体的に無償化するのにどれくらい財源が必要なのか説明して下さい。
教育総務課長	今回の無償化の予算額ですが、小学校費において約9,000万円、中学校費において4,500万円、合計1億3,500万円となります。 1年間無償化するとすると、約1億8,000万円となります。 地方創生臨時交付金の額は、約1億3,700万円と聞いています。
西村委員	3学期も無償化をすると、あと4,500万円必要ということですか。
教育部長	現時点での試算になりますが、年間約1億8,000万円以上かかると試算していますので、1、2学期の額を差し引くと5,000万円程度必要となります。
西村委員	そうすると、その財源をどうするのかを3学期までに検討していただけるということで理解したらいいですか。
教育部長	今後の国の動向を確認していくと同時に、市の方の財政的な見直しの中で財源を確保できると判断されましたら、改めて議論を行っていききたいと考えています。
西中委員	市の財政の状況は、わからないこともないのですが、財源を考えていただいて、出来るだけ全面的に無償化するよう取り組んでいただきたいと思います。
佐野委員	保護者への通知等はどのような予定ですか。
教育総務課長	今後の日程については、本日、本定例会で議決いただければ、明日5月11日に各保護者宛に通知を行いたいと考えています。 また、6月の市議会定例会において、補正予算案を提出したいと考えています。
西村委員	4月分は、徴収する形になるのですか。
教育総務課長	4月分の給食費の引き落としは、5月末となりますので、本日、議決いただきましたら、口座振替は中止します。
採決	可決

・議案第2号 高石市文化・スポーツ・国際交流振興基金運営委員の解嘱及び委嘱について

次長兼	議案第2号「高石市文化・スポーツ・国際交流振興基金運営委員の
-----	--------------------------------

社会教育課長	<p>解嘱及び委嘱について」説明します。</p> <p>本議案は、高石市文化・スポーツ・国際交流振興基金条例施行規則第3条第2項及び第4項の規定に基づき、高石市文化・スポーツ・国際交流振興基金運営委員の解嘱及び委嘱をするもので、5ページ記載のとおり解嘱及び委嘱をお願いするものです。いずれの方も人格、見識ともに優れた方で、高石市文化・スポーツ・国際交流振興基金運営委員として適任です。</p> <p>なお、任期については、令和5年6月1日から令和7年5月31日までとなります。</p>
採決	可決

・議案第3号 高石市社会教育委員の解嘱及び委嘱について

次長兼 社会教育課長	<p>議案第3号「高石市社会教育委員の解嘱及び委嘱について」説明します。</p> <p>本議案は、社会教育法第15条第2項並びに高石市社会教育委員条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、高石市社会教育委員を解嘱及び委嘱するもので、市立小中学校校長会の代表者の交替に伴い、7ページの記載のとおり解嘱及び委嘱をお願いするものです。</p> <p>なお、任期については、令和5年6月1日から令和7年5月31日までとなっております。</p>
採決	可決

・議案第4号 高石市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について

次長兼 社会教育課長	<p>議案第4号「高石市立公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について」説明します。</p> <p>本議案は、社会教育法第30条第1項並びに高石市立公民館条例第7条第1項及び第3項の規定に基づき、高石市立公民館運営審議会委員を解嘱及び委嘱するもので、市立小学校校長会及び市立中学校校長会の代表者の交替に伴い、9ページの記載のとおり解嘱及び委嘱をお願いするものです。</p> <p>なお、任期については、令和5年6月1日から令和7年3月31日までとなっております。</p>
採決	可決

・議案第5号 高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命並びに委嘱について

学校教育課長	<p>議案第5号「高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命並びに委嘱について」説明します。</p> <p>本議案は、令和6年度から小学校で使用する教科用図書の採択に係る選定委員会委員の任命並びに委嘱について、高石市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則第3条の規定に基づき、選定委員会委員を6名以内で任命並びに委嘱する必要があります。本来ならば、議案という形で審議いただくところですが、現時点では選定委員会の委員を提案できないこと、また、小学校教科用図書採択業務を行う都合上、次回定例会では間に合わないことから、高石市教育委員会通則第2条第2項の規定により、委員の任命並びに委嘱については、教育長をして臨時代理するものです。</p>
--------	---

採決	可決
----	----

・報告第1号 教育委員会の後援等に関する報告について

教育総務課長	本報告は、高石市教育委員会の後援等に関する規程第2条第1項の規定に基づき処理したものについて、同条第2項の規定により、12ページ記載の学校教育課1件、社会教育課3件、こども家庭課2件の合計4件の報告をするものです。
木寄教育長	報告があったものとして処理します。

・報告第2号 教育委員会関係諸行事等の報告について

各所属長	令和5年4月12日から令和5年5月9日までの当委員会関係諸行事について説明。
木寄教育長	報告があったものとして処理します。